



当協会へ会費(寄附金)を納入された皆様へ
公益法人に対する寄附についての税制上の優遇措置についてのお知らせ

公益財団法人十日町地区交通安全協会は新潟県知事の認定を受けた公益財団法人であり、お納めいただいた会費(寄附金)は、公益目的事業等に活用いたします。

会費(寄附金)は、税法上の優遇措置が適用され、所得税、法人税の控除が受けられます。

寄附金控除等の計算式

【個人の場合】

「税額控除」「所得控除」のどちらか選択できます。

「税額控除」: $(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$ (所得税額の 25%相当額が限度)

「所得控除」: $\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円} = \text{所得控除額}$

※計算式の寄附金額は総所得金額等の 40%相当額が限度です。

【法人の場合】

通常の一一般の寄附とは別枠の「特別損金算入限度額」を上限として損金算入が認められます。

※詳細は国税庁のホームページや公益法人インフォメーションのホームページなどでご確認願います。

※新潟県知事の発行した税額控除証明書については[こちら](#)をご覧ください。